

『参天台五臺山記』科挙記事と北宋応試者数

近藤 一成

はじめに

宋代の浙東地域沿海部の科挙合格者数は、南宋後半期に激増した。一例を挙げれば、明州の場合、北宋の進士合格者は一回の科挙の単純平均が三人に満たないのに対し、南宋は一人であり、光宗・寧宗・理宗の三朝に限れば二四人と実に北宋の八倍以上の合格者を出している。当然、それに対応して応試者も激増した。筆者は今まで、この現象を士人社会の形成と展開という観点から考察してきたが、科挙試験と士人たちの具体的な活動についての考察についてはまだ不十分であると感じている。先に『紹興十八年同年小録』三題として公刊した論考は、この年の科挙で合格した何人かに焦点をあてて科挙をめぐる士人の活動の態様を述べたものである

が^①、その後、神宗朝に日本から入宋した僧侶成尋の日記にある科挙の記事を検討する機会を得た。この記述は明・台・温州の北宋解試についての具体的な状況を伝える貴重な史料である。小論は、まず成尋の記録を四点にわたって検討し、次にそのなかの全国の応試者数に言及した箇所注目して、従来の研究が示す人数を再検討する。最後に、それらから導き出された結論をふまえ、北宋から南宋に到る浙東沿岸部地域の士人社会形成の見通しを再度検討する。

一 『参天台五臺山記』の科挙関係記事について

入宋僧成尋が残した著名な日記『参天台五臺山記』の巻二延久四（熙寧五一〇七二）年閏七月十七日癸亥（甲子）

の条以降には、当時の科挙に関する以下の記述がある。

十七日辰時、國清寺主來坐告曰、久不歸寺爲慰問來也者。

明州秀才四人來宿。予問司理官子秀才明州秀才來由。

答云、明州温州台州三州秀才、并（併）就台州比試取

解、約五百來人已上。取十七人。將來春就御試取三人

作官。五百人秀才中只取三人給官。天下州軍鎮秀才廿

万餘人。春間御前比試只取三百人作官。約千中取一也。

予七時行法了。

十八日：温州秀才七人來宿。寺主渡南家令宿秀才了。：

十九日：明州秀才來問云、佛還爲生死人耶。：

廿日：明州秀才注六問來問。：明州舉人姚肇來以五問來

問。：

天台山國清寺參詣の希望がなくなった成尋一行は、五月三日に杭州を出発、曹娥江經由で天台県に入り、十三日に到着した。

その後、上京の許可がおりて八月六日に國清寺を出立するま

で、周辺の寺院や天台県衙を訪問し、台州にも三度出かけて

いる。十七日の記事は、その二度目、上京を許可する台州牒

を受けた後、その手続きのために知台州錢暄のもとに赴き、

國清寺台州分院（廡院）に十二日から二十三日まで滞在して

いた折りの記録である。

一読して分かるように、熙寧五年八月中旬の解試実施を前にして、同じ國清寺台州分院に滞在していた応募者が成尋をたずねてきた様子を述べ、異国の僧に熱心に質問する姿から

かれらの仏教への関心が窺える。注目すべきは、第一にそれから応募者が明州、台州、温州の三州の人々、すなわち三州の解試が合同で台州において行われるという、他書にはみえない情報を伝えていることである。第二に「約五百來人已上。取十七人。」というから、恐らく三州の応募者人数が五〇〇人余であり、解額の合計が一七人と推測される点である。第三は、來年熙寧六年春の殿試では三人が「作官」、すなわち合格あるいは任官するといひ、五〇〇人余に対して三人の合格率が挙げられることである。第四は、全国の応募者の人数が二〇万余人という数字で、最終合格者が三〇〇人であるから、ほぼ一〇〇〇人に一人の合格率だと述べる。以上の①から④について以下に検討する。

検討の前に、まずこの記事の信憑性ないし正確度について考えておこう。『參天台五臺山記』は原本が残らず、読者は皆な各種写本の誤写や誤伝の多さに悩まされるからである。これらを修訂する決め手となるような方法はないにしても、①から④の内容が、司理官の子の答えとして記されていることは、記事の一定の信頼性を保証する。それは、日記をみる限り成尋の宋人との対話は通訳を介するか筆談に依ってなされ、官人との場合は後者が多く、①から④は、司理官の子の秀才が筆談の際に書いた内容を日記に写し取ったと推測できるからである。残念ながらこのときの司理参军が誰であったかは分からないが、いずれにしてもこの科挙情報は受験当事者

からもたらされたかと判断でき正確度は高い。しかしまた、成尋自身が、北宋の科挙制度の内容をどの程度理解していたかは疑問で、移録に際しての節略にまったく問題がないとも言いきれない。これらを前提に検討する。

①の複数の州が合同で解試を行うことについては、『宋会要』の二つの記事を挙げよう。一つは選挙一四一・二六 発解大中祥符八年四月六日の、

詔、自今諸路發解官、本處闕進士出身者、令轉運司於部内選隣州官充。不得以舉人併就他郡試。〈先是、懷衛瀆等州以部内官少進士登科者、乃聚數州進士併試之。因降條約。〉

（詔す、今自り諸路の發解官、本處進士出身者を闕けば、轉運司をして部内より隣州の官を選び充てしむ。舉人、併せ他郡の試に就くを以てするを得ず、と。〈是れより先、懷・衛・瀆等の州、部内の官、進士登科するもの少きを以て、乃ち數州の進士を聚め併せ之れを試せんとす。因りて條約を降す。〉）

という記事である。真宗の大中祥符八年は一〇一五年、熙寧五年の五八年前である。このときは、解試において考試官となるべき進士出身の官員がその州の管内にいなければ、轉運司が隣接する州から進士出身者を選んで試験官に充て、進士出身者を欠く州の取解者を他州の解試に参加させることを禁じている。従って禁止された合併試験とは、進士出身を条件

とする考試官の欠如が理由となる合同解試であった。

もう一つは、選挙一五一・二二 発解 元豐元年七月五日の、詔、開封府國子監舉人並通取解額。併試其諸州不滿百入者、委轉運司取近便州、各用本處解額就一州考試。

（詔す、開封府・國子監舉人は並びに解額を通取す。其の諸州の百人に滿ざる者を併せ試し、轉運司に委ね近便の州に取り、各おの本處の解額を用い一州に就きて考試せよ、と。）

である。前半は開封府の解額と太学の解額を併せ、兩解試の應試者を通じて成績順に合格者を決める措置についてであり、後半に、應試者が一〇〇人に滿たない州は、轉運司が近くの適当な州を選び合同で解試を行う、とする合併試験の条文で、ある。その場合、合格者は州ごとにその解額に応じて決められているから、前半の開封府解額と太学解額の通取と異なり、本来州ごとに行う解試を臨時に一箇所の試験場において合同で行うというに過ぎない。とすれば、熙寧五年は元豐元年（二〇七八）の六年前であるが、当時、應試者の人数が少なために數州の解試を合同で行っていたという事実が先ずあり、それが應試者一〇〇人未滿という人数で正式に条文化された年が元豐元年なのであろう。従って日記の明州・台州・温州三州の解試が合同で行われたという記事は、應試者の單純平均が一六六人にはなるが、事実として十分在りえたというべきであらう。

次に②の一七名の解額についてはどうであろうか。今のところ熙寧五年の三州の解額を伝える直接の史料は見当たらず、後代の数字から類推するほかない。比較的史料が残る明州は、宝慶『四明志』巻二貢挙に、

貢舉、宣和罷舍法復科舉、三歳一試解一十二名。紹興二十六年兼西北流寓通解一十四名。：乾道五年、守張津始即妙音院廢址建院（貢院）以容之。：續增貢舉額

〔按曰、此條後守續增〕 端平元年被旨增解額一十四名（賦十名、經四名）、通前共二十八名。

とあり、南宋では最終的に二八名になるが、北宋は宣和二年に蔡京の天下三舍法が罷められて、元豊制にもとづく科挙が復活した時点で解額は一二名となっている。しかし樓鑰『攻媿集』卷七七 跋袁光祿穀與東坡同官事迹には、

慶曆詔郡國立學、而置教官者纔數處、多延致鄉里之文學行誼者爲之師。我高祖正議先生教授四明前後三十餘年、一時名公皆在席下。是時赴鄉舉者纔百餘人、解額六人、：（慶曆、郡國に詔して學を立つ。而れども教官を置くは纔かに數處のみ。多くは郷里の文學行誼ある者を延致し之れが師と爲す。我が高祖正議先生、四明に教授すること前後三十餘年、一時の名公皆な席下に在り。是の時、郷舉に赴く者、纔かに百餘人、解額は六人、：）

とある。正議先生とは南宋明州士大夫の代表とも言える樓鑰（一一三七—一一二三）の高祖郁のことで、皇祐五年（一〇

五三）の進士。仁宗朝後半期に明州の畧学・州学で教授し、その受業生の一人にこの事迹の主人公である袁穀がいた。穀は、嘉祐元年（一〇五六）に蘇軾が開封解試を受けたときの解元であり、軾が二番であった。但し、穀の進士合格は三日の挑戦である嘉祐六年となる。その後、元祐年間に蘇軾が知杭州となったとき、穀は通判として同僚であった。樓鑰は、袁穀の五世の孫（樞）の録した「袁光祿穀與東坡同官事迹」に跋を寄せ、そこに仁宗朝後半期の明州解額を六名、応試者も一〇〇余人と記したのである。ここでは熙寧五年以前の状況を述べているのであるが、『四明志』の徽宗宣和二年段階での一二名より、こちらの六名が熙寧五年の解額に近い数字と思われる。

次に、台州については、嘉定『赤城志』卷四 貢院に
：解額舊制、三歳五人。崇寧中行三舍法歲貢一人、大比貢四人。宣和中復科舉、三歳解八人。紹興三十一年合流
寓三人爲十一人。

とあり、北宋は五名とする。ちなみに栗棘庵蔵『輿地図』の「諸路州府解額」表には「台州（五縣十六人添二十九人）」と数字が読み取れ、最終的には四五名まで増額されたことが知られる。『赤城志』の解額旧制がいつのことだか不明であるが、熙寧年間に五名ないしそれ以下であったことは確かであるろう。

一方、温州の北宋解額について、その具体的な数字ないし

それを窺わせる数字は今のところ未見である。それ故、いさか迂遠な方法で接近するしかない。南宋中期の人で紹熙元年の進士劉宰の『漫塘集』巻一三上錢丞相論罷漕試太学補試劄子に、福州と温州は受験者が多く解額が少なくと記す箇所があり、そこには開禧三年の解試を念頭に、福州は終場一八〇〇人であるから旧額五四名に三六名を増して九〇名、温州は終場八〇〇人であるから旧額一七名に二三名を増して四〇名の解額とするようにとの提言がある。三〇〇人以上に一人の状態を二〇〇人に一人の割合に緩和しようという提案である。³『輿地図』解額表の福州は一〇〇名、温州は不鮮明部分があり五〇名ないし五〇名台と南宋末には更に増額されているが、南宋中期の温州解額一七名が検討の一つの基準となる。温州の解額が推移するなかで、この一七名がどのような位置にあるかを検討し、そこから北宋の解額を推測しようというのである。

そこで再度、台州に戻る。先の『輿地図』解額表に台州は「十六人添二十九人」とあった。ここに至る過程をもう少し詳しく追い、台州解額の推移と比較することで温州の解額を考える。嘉定『赤城志』巻四 貢院には、南渡の初めは応試者が少なく貢院もなく、兜率院を試験会場にした頃には終場三〇〇〇人という数があり、乾道七年に貢院を建てて以降応試者は増えたが五、六〇〇〇人には及ばず「近歳至八千人」と記す。⁴近歳がいつごろを指すか確定はできないが、嘉定十

六年の科挙合格者まで記録されるので、寧宗末期の数字としてよいであろう。また先引のように台州の解額は、徽宗朝前が五名、宣和の科挙復活後が八名、紹興三十一年に一名となっている。ここで、これらの数字と関係する紹興二十六年の解額増額に触れておく。『建炎以来繫年要録』巻一七二紹興二十六年四月戊子の条に温州五人、台州と婺州三人、そのほか明州、福州などの解額を二人増やす詔が記されている。⁵温・台・婺州の三州は終場二〇〇人以上の応試者で一名、他は一〇〇人で一名の合格率にする措置という。明州と福州には、この詔に対応する記事があり、先述の『四明志』では一二名が二名増の一四名に、『三山志』は六〇名が二名増の六二名となっている。台州は、明州と同じく（西北）流寓の人を合し三名増の一名と記しているが、年代は紹興三十一年となっていて二十六年ではない。しかし他に該当する記事もなく、台州の八名から一名の三名増額はこのときの措置に対応すると理解してよいであろう。二〇〇人以上で一人を基準としたとすれば、当時二千数百人の応試者を想定でき、その後、乾道七年、貢院が建てられる前の終場三〇〇〇人の記録とも繋がる。やがて応試者は五、六〇〇〇人から寧宗末期の八〇〇〇人と激増し、解額も一六名から最終的には四五名まで増加する。

『輿地図』解額表については、中嶋敏氏による州府解額拓本の移録と分析がある。⁶氏は、そのなかで特異な例として

「今」「添」字によって増額分が明記される四州府を問題とされている。論考の原文を引用すると、

兩浙東路 慶元府 二十四人今廿八人

瑞安府 十八人今五十人

台州 十六人添二十九人

福建路 福州 六十二人添三十八人

である。慶元府は明州、瑞安府は温州であり、？が付せられている部分は、原拓が欠損しているための推定値である。また増添の時期を、氏は地図が最終的に手入れされた南宋末年（咸淳年間）ちなみに温州が瑞安府となったのは度宗咸淳元年とするのが穏当としている。これら四州府は、小論での議論と密接に係わっているのでこの箇所原拓を掲げ、数値を再考してみる。

まず慶元府の二四人は、拓本をみる限り「二」は確認できず「十四人」である可能性が高い。これは、先引『四明志』の「端平元年被旨增解額一十四名（賦十名、經四名）、通前共二十八名」の記述に該当し、ここから一四名が増額されて二十八名となった時期は、理宗の端平元年（一二三四）と分かる。次の瑞安府温州も構成する四県の下に文字がある可能性は低く「十八人」が増額前の数字と読める。先に引いた劉宰が開禧三年（一二〇七）の解試を念頭に一七名を四〇名に増額する案の旧額に近い。筆者は先に、南宋期東南沿海諸州の進士合格者の推移を概観して、福州は既に孝宗朝にピークを迎え、



その後も勢いを維持し続けたが、明州・台州・温州は寧宗朝中期から理宗朝にピークを迎えたことを述べた。⁷⁾とすれば『輿地図』解額表の台州・温州二州の増額も明州が端平元年であったように寧宗末から理宗初と考えるのが妥当であろう。要するに温州の解額の変遷は、明州・台州と同様な推移を辿り、南宋初めに一〇名前後、北宋中期はほぼ同じように一桁の解額数であったとして大過なさそうである。であれば成尋日記の三州合計一七名の解額は、明州六名、台州五名、温州六名と三州がほぼ同数の内訳であったと理解してよいと思われる。

では③の三州の应试者五〇〇人に対し三人が進士合格者になる、とはどういうことであろうか。日記は「来春就御試」といい、熙寧六年の殿試と明記している。宝慶『四明志』卷一〇 進士は、このときの合格者として俞偉と韋著の二人の名前を記載し、このうち韋著は明経という割注があり、いわゆる嘉祐明経科出身という意味であろうが、王安石の科挙改革でこのときの科挙から廃止され、解額は進士科に統合された。韋著は元来明経科の受験者であったので、このような記録が残ったのであろう。また嘉定『赤城志』卷三三 進士科 熙寧六年には方洵直、張希甫、王礪の三人、温州は零なので合計五人が合格している。しかし、そもそも宋代の科挙には州や路ごとの最終合格者の人数枠はなく、来春の殿試合格者数を確定のごとく記すこと自体がおかしい。とすれば、この記事は前回熙寧三年の実績に基づく予想を述べた人数と

いう可能性もあるが、宝慶『四明志』は王吉、王夬、馮景の三人、台州が零人で、温州が林露一人（弘治『温州府志』卷一三 科第）の計四人が記録されていて、この数字も一致しない。ただし『四明志』の王夬は和州、馮景は開封を本貫と注し、また雍正『浙江通志』卷二二四 選舉では、これらに加えて奉化県の劉致一の名前を記載しているから本貫だけから合計すれば明州二人と温州一人の計三人となり、前回三州の最終合格者数を踏襲したといえそうであるが、こうした操作はあまり意味がなからう。

④の二〇万余人は、北宋神宗時代の科挙受験者数として貴重な情報であるが、これも裏づけが取れるわけではない。むしろ殿試合格者の総数が三〇〇人ほどで、全国では一〇〇〇人に一人の割合が、三州では五〇〇人に三人と非常に高い、すなわち明・台・温の沿岸三州がいかに学術的に優れているかを強調する文脈のなかでの話しなのであろう。なお熙寧三年の科挙では陸佃以下三〇〇人が合格しているから、ここでも前回の人数を引用したともいえる（『宋会要』選舉一 一一二）。次節では、この科挙の総受験者数について検討する。

二 一 应试者数について

科挙は国をあげての一大行事であり、さまざまな記事が残されている。しかし一体全国でどれほどの人士が受験したの

であろうかと応試者の人数を探しても、確定できる数字を史料に見つけることは案外難しい。研究者のあげる人数にもかなりの幅がある。例えば、中国の宋代科挙研究の第一人者である何忠礼氏や張希清氏の論考をみると、何氏は、北宋が最大四二万人前後、南宋は一〇〇万人に近いとされる。張氏は応試者数を直接議論しているわけではないが、またとくにこの数字を肯定しているのではないが、北宋一〇数万人の記事を引用する⁸⁾。それらに対し、宋代科挙の全体像を把握する上で大きな貢献をしたChaffee氏は、その著 *The Thorny Gates of Learning in Sung China*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985 において『宋会要』選舉一五—二九 崇寧五年九月三十日の礼部尚書朱諤の上奏に拠って具体的な数字をあげている。先にその史料を引用すると以下のである。

(崇寧五年 一一〇六) 九月三十日禮部尚書朱諤奏、今將諸路元符二年・崇寧元年・四年三舉就試終場人數、以國子監諸州解額及已撥開封府額充諸州貢額、并五路諸科剩額發解人數、除出一分充貢武士額外、共二千三百三十四人。紐計約三十四人取一名、均撥諸州共計一千六百四十人。其崎零撥不盡數亦以逐州人數多者、零十二人以上更添一人、共計八十二人。其逐州解額元多於今來所約人數者更不增減。詔、東南占用五路解額。其五路多勇士、宜增一分爲二分以貢武士、餘可就整立額。不及百人者留以待天下孝悌特起之士、再可分撥聞奏。

氏は、この記事の「以國子監諸州解額及已撥開封府額充諸州貢額、并五路諸科剩額發解人數、除出一分充貢武士額外、共二千三百三十四人。紐計約三十四人取一名」を解釈して、全国の一次試験である解試合格者が二三四人、競争率が三四倍、従って当時の科挙応試者の総数を、二三四人×三四×七九〇〇〇人と推定された^(註5)。この数字は、先の北宋後半を一〇数万から四〇万人程度とする張氏や何氏の引用あるいは推定値に比べるとかなり少ない。しかし、一〇数万人や四〇万人などは、上奏文に散見する解試の競争率や挙げられた概数から求められた数字で、上奏者が東南地方からの進士を抑えようとか、その逆の立場から発言するなかで語られる数字であるため偏向を免れがたい。それに対し上記『宋会要』は、政府統計に拠ると思われるので数字の出所は確かであり、それゆえ逆に十分の考証・検討が必要である。

礼部尚書朱諤は、九月三十日の後、十月十三日、十一月九日にも関連の上奏を行っているので、ここでは、それらも含め上記引用部分を解釈してみよう。まず「國子監諸州解額」が國子監と全国の諸州軍に与えられた解試解額をさすことに異論はないであろう。次の「已撥開封府額」とは、それまで(國子監) 太学解額のなかに組み込まれていたが、元符三年(一一〇〇) 徽宗即位するも未改元) 六月二十八日に再び分離された開封府解額一〇〇名をいう。太学と開封府の解額は、それまでもたびたび離合を繰り返した。次の「五路諸科剩額

「發解人數」の「五路諸科剩額」は、神宗朝の科挙改革で廃止された諸科が、一挙に罷められたのではなく、新たな応募は認めないという漸減的廃止の方針に関係する用語である。すでに諸科を受験したことのある不合格者は、その後も諸科受験の道が開かれていたが、政府は諸科受験者を、諸科の廃止に伴って立てた新科明法や従来の進士科に誘導した。かつ北人受験者対策として京東・西、陝西、河北、河東五路の進士と新科明法の挙人は、礼部試において一般とは区別された枠のなかで合否が決められ奏名されるといふ優遇措置を受けている（『宋会要』「選舉一四」・「新科明法」元祐四年七月二十九日）。五路諸科とは、この優遇措置を受けた地域の諸科をいう。諸科受験者は年とともに減じてゆき、崇寧元年には、礼部が諸科の受験者は殆どいなくなったので解額を進士科に回すよう要請している（『宋会要』「選舉一五」・「二八」同年八月八日）。しかし実際にはさまざまな理由を付けて諸科に応募者がいたようで、解額も残存し続けた。朱諤が十月十三日の上奏で「五路剩額并諸科正解人數、共六百五十四人」というように、残り続けた諸科解額は「諸科正解」と表現され、それ以外、すなわち神宗科挙改革以降、諸科の解額から進士科や新科明法に回された諸科解額を剩額と称した（『宋会要』「選舉一五」・「二四」元豐八年二月十八日の割注参照）。

以上を踏まえて上記朱諤の上奏を考えると、それは科挙による取士を学校からの貢士に代える天下三舍法の本格的実施

に伴い、解額を貢額に移す具体的措置の提案であることが分かる。さらに崇寧五年十一月九日の朱諤の上言では、国子監解額四七六人を五路剩額と併せ諸州貢額に回す措置について、全額を移すのではなく三割の一四三人を次回の科挙・学校併試の国子監発解額として残し、七割を貢額とするよう要請している。科挙廃止が宣言された崇寧三年十月以降も部分的な科挙による取士は存続し、この科挙三割・学校七割は、大觀二年（一一〇八）以後の科挙・学校併試での発解と貢士の割合に共通する。すると九月三十日の二三三四人は Charles 氏が理解したような「元符二年・崇寧元年・四年三舉就試終場人數」から選ばれた発解人すなわち解額の総計ではなく、解額から移した「諸州貢額」の数字と理解すべきである。

とすれば九月三十日上奏の該当部分は「元符二年・崇寧元年・四年の三度の解試最終受験者数を基準とし、国子監と全国諸州の解額、及び元に戻した開封府解額を諸州の貢額に回す。さらに五路諸科解額の内進士科や新科明法に回された解額も一割が武士を貢する額とする以外は貢額に回す。それらは合計すると二三三四人となり、三四人に一人を貢することになる」と解釈できよう。ここでは解額のすべてを貢額にするとは述べていない。従って解試の平均倍率を三四人に一人（紐計約三十四人取一名）として、二三三四人を三四倍にしても当時の科挙全応募者数にはならないのである。強いて応募者数を出すのであれば、解額として残された三割を加え

て計算し、二三三四人 \times 七 \times 一〇 \times 三四 \times 一一三、三六六人となる。但しこの総応募者数への復元には貢武士の分が含まれていないから実際はもう少し多くなる。いずれにしても、これは一つの目安の数字に過ぎない。

実は解額総数についても一つの数字がある。『宋会要』崇儒三一二 医学 政和八年十月十六日の礼部の言に「舊進士并諸科解額并五路剩額及國子監開封府解額、共四千八百九十二人、内一百三十人充武士貢額、二十四人充貢孝悌特起之士、四千七百三十八人立爲見今諸路貢額」とあるのがそれで、諸路医学の貢士を何人とするかという議論のなかで引かれた解額数である。崇寧五年から一二年後の数字であるが、すでに科挙廃止を宣言しているのであるから「舊」解額というように徽宗朝初期と大きく変わってはいないであろう。するとこの四八九二人の解額数は崇寧五年段階で引かれた二三三四人の貢額とどのような関係にあるのであろうか。ちなみに政和八（重和元）年は、天下三舍法の下で科挙併試の最後の殿試が行われた年で、三年後の宣和三年二月二十日には以前の科挙による取士に戻っている。詳細は今後の検討に委ねたいが、ここでは四八九二人を徽宗朝初めの総解額数と仮に考えておく。もしこれを崇寧五年と同様に三四人に一人の割合とするならば、応募者総数は一六六、三二八人となる。また政和八年の段階では三年後に解額のすべてを貢額に移すと考えていたことになるが、その前に天下三舍法は廃止となった。

おわりに

蔡京による科挙・学校改革が行われていた徽宗朝は、毎歳中央・地方の学校についての学生数や建物、運営にかかる諸費用などの統計が編纂され、断片的ながら現存史料中にそれらを見ることが出来る。今後、難しいにしても、科挙応募者数についても同様な数値を見いだす努力が必要であろう。先の『宋会要』が示す数字は、結果的に張希清氏が引用した数に近い。徽宗朝が一〇数万とするなら、成尋が記録した熙寧年間の二〇万余人は、やはり多すぎると印象である。

最後に筆者が成尋の記事でとくに注目する内容に触れておきたい。それは、熙寧五年の明州の解試が台州・温州と合同で行われたことである。明州の進士合格者数の変遷をみると、冒頭で述べたように北宋期は一回の合格者単純平均が三人に満たなかったが、南宋になると徐々に増加し、とくに光宗朝以降は激増し平均二四人になる。こうした南宋期に増加し始め、中・後半にピークを迎える形は同じく浙東の台州、温州に共通し、逆に南宋になると徐々に合格者数を減らしてゆく浙西の常州や湖州と対照をなしている。科挙の視点からみる限り、明・台・温三州は一つの地域単位として捉えることができる。社会経済史上は、寧紹地域として把握される紹興（越州）と寧波（明州）であるが、宋代の人文地理学上で二

州はむしろ様相を異にする。成尋の記録は、明・台・温三州の一つの浙東沿海地域として捉える可能性を示しているようである。その具体的様相の解明は今後の課題であるが、浙東に限らず南宋の他地域においても人文地理上の「サブリージョン」の設定は、有意義な試みに思われる。

注

- (1) 『宋代中国科挙社会の研究』I部第六章「紹興十八年同年小録」三題」（汲古書院 二〇〇九年）
- (2) 二〇〇八年九月二〇、二一日、文部科学省特定領域研究「東アジアの海域交流」文献資料研究部門、日記班・黒潮班共同主催の高知大学で開かれた国際会議「二〇一四世紀東アジアの外交交流史料」基調講演「旅行記の世界」において、藤善真澄氏は成尋「參天臺五台山記」の科挙に関する記述を、他ではみられない貴重内容をもつとして紹介された。その折り、この記述の科挙史上にもつ意義をたずねられた筆者は即答できなかった。小論は、いわばそのときの回答として考えてきたことである。藤善氏の「參天台五臺山記」上（関西大学東西学術研究所 訳注シリーズ二一―二〇〇七年）二五七頁以下にこの記事の訳注がある。他の箇所を含め大いに参考とさせていただきます。なお小論の一部は、すでに「參天台五台山記」与《紹興十八年同年小録》中所見宋代浙東区科挙和士人社会」と題して『永久的の思念―李埏教授逝世周年紀念文集』（雲南大学出版社 二〇一一年）に収録され、また二〇一一年五月に台湾清華大学で開催された第七回国際科挙学会において「宋會要輯稿・選舉・發解」與成尋《參天台五臺山記》中「有關科舉的記載」として報告した。両報告をふまえ、小論が筆者の北宋应试者数の現段階での考えである。

(3) 開禧三年諸州所申終場人為華（果欲行此，宜密而速，每三百人取一人。顧今天下士子多而解額窄者，莫甚於温福二州。且如福州終場萬八千人，合解九十名。舊額五十四名，與增三十六名。温州終場八千人，合解四十名。舊額十七名，與增二十三名。……但し、淳熙「三山志」七 試院の双行注には、歷代の解額が記され、紹興二十六年の福州の解額は、流寓分を含めて六二名とする。五四名という数字はどの時期にもみられない。現行本は宝祐四年の記事まで含むので、淳熙年間以降の解額数が紹興二十六年として紛れ込んだ可能性も否定できないが、北宋最後の宣和五年の解額が既に六〇人となっている。

(4) 貢院在中子山北。乾道七年，朱守江建。南渡初，應試士未盛。故以州東三百步今韓運判宅址爲之。後徙兜率院（按今藏殿柱間，刻云終場三千人）。院據山腹陟降不勝病，遂徙今地。有監試位一、考試位六，後有亭曰拳秀，爲會考之地。重廡參錯，爲屋三百一十楹，置試案卷棚（先是人士各先輸案入試。併請卷紛拏洶閭，上下病之。今每屋一楹列三案。案附柱長存。一廡架二棚。使坐其間者，以關子附繩而上則卷子隨繩而下。自是無失卷若案者。二事他郡所無也）自是應書者，雖漸盛猶不過五六千人。近歲至八千人。……

(5) 詔增温州解五人，台・婺州各三人，靜江府・明・處・湖・衢・嚴・福・徽・秀・汀・賓・融州各二人，以三郡終場二百人已上始解一人，而靜江及諸州百人始解一人也。其四川諸州，令漕司取會視此數而增之。先是高書言及郡解額多寡不均，詔禮部參酌均定，申省取旨，及是進呈。上曰，解額窄處，自當量於增添，寬處卻不可減。皆欲優之也。乃命行下。

(6) 「南宋の解額―栗棘庵輿地図諸路州府解額―」（中嶋敏『東洋史学論集』汲古書院 一九八八年）

(7) 前注（1）前掲書Ⅱ部第一章「南宋地域社会の科挙と儒学―明州慶元府の場合―」

- (8) 何忠礼「科挙制度与宋代文化」(『科挙与宋代社会』商務印書館二〇〇六年)、張希清「論宋代恩蔭之濫」(『中日宋史研討会中方論文選編』河北大学出版社一九九一年)
- (9) 例えば葛勝仲『丹陽集』卷一「乞以学書上御府并祇辟雍荀子(政和三年上書)」。前注(1)前掲書I部第四章「蔡京の科挙・学校政策」を参照。
- (10) 筆者は、故岡元司氏が、二〇〇八年五月二二日に国際文化会館で開催されたG.W. Skinner氏の講演会「現代中国における経済開発の空間構造」の会場で講演後のSkinner氏にSub-regionの重要性について質問した姿を思い出す。講演は、改革開放政策後の中国の経済発展を検証するのに、Skinner氏自身が半世紀以上に四川成都でのフィールドワークから導き出した「経済中心地の階層システム」論(斯波義信氏の訳語)が有効であることを論証するものであったが、岡氏は、中国をMacro-regionの地域概念で議論する際のSub-regionの役割について主張したと記憶する。その後、同年七月二七日、東京大学で開かれた「東アジアの海域交流」ワークショップ「焦点としての寧波・浙江―文化の多層性とその環境―」の問題提起において岡氏は、明州、台州、温州を浙東沿海地域として一つのSub-regionとして捉えることを提案され、先の質問の背景が了解できた。残念ながらその後二〇〇九年、岡氏は逝去され、Sub-regionとして括る具体的な根拠を聞く機会を失い、活字化された「問題提起」も管見の限り見出せなかった。小論は、岡氏と同様な発想を「経済中心地」ではなく「文化中心地の階層システム」という観点から展開できないか、という問題提起でもある。Skinner氏自身二〇〇八年一〇月に世を去っており、お二人は彼岸で議論を続けていることであらう。

(本学文学学術院教授)